

## 立科町週休2日工事の実施に関する指針

### 1 目的

建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日工事を実施する。

### 2 週休2日工事の種類

- (1) 発注者指定型週休2日工事  
発注者が、週休2日に取組むことを指定する工事
- (2) 施工者希望型週休2日工事  
受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組む旨を通知した上で取組む工事

### 3 対象工事

令和6年4月1日以降に入札公告等を行う設計金額130万円を超える建設工事のうち、次に掲げる工事を対象とする。

- (1) 発注者指定型週休2日工事  
発注者が週休2日工事を取組むことを指定した工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外を基本とする。
  - (ア) 災害復旧等の緊急を要する工事
  - (イ) 現場施工期間<sup>注1)</sup>が1週間未満の工事
  - (ウ) 現場条件や施工時期に制約が多い工事
  - (エ) 週休2日工事発注に伴う施工期間の延長により、施設利用、町民生活等に支障をきたすと判断した工事
  - (オ) その他、対象工事に適さないと判断する工事
- (2) 施工者希望型週休2日工事  
発注者指定型週休2日工事を除く工事を対象とし、受注者が希望する場合に週休2日を実施するものとする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。
  - (ア) 現場施工期間が1週間未満の工事
  - (イ) 現場条件や施工時期に制約が多い工事
  - (ウ) 週休2日工事発注に伴う施工期間の延長により、施設利用、町民生活等に支障をきたすと判断した工事
  - (エ) その他、対象工事に適さないと判断する工事

### 4 用語の定義

- (1) 週休2日 完全週休2日又は週休2日相当のことをいう。
- (2) 完全週休2日 工事着手日から工事完成日<sup>注2)</sup>までの期間から控除期間<sup>注3)</sup>を除いた期間の土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日<sup>注4)</sup>とすることをいう。
- (3) 週休2日相当 工事着手日から工事完成日までの期間から控除期間を除いた期間の28.5%以上の日数を現場閉所日とすることをいう。
- (4) 現場閉所日 予め定めた休工日のことをいう。なお、降雨・降雪等による予定外の休工日も実際の現場閉所日数に含むものとする。
- (5) 休工日 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通していずれの現場作業も実施しない日のことをいう。
- (6) 週休2日の達成 5に規定される取組を実施し、完全週休2日又は週休2日相当のいずれかを達成した場合のことをいう。

## 5 受注者の取組

- (1) 受注者は、発注者指定型週休2日工事の場合、週休2日に取組むものとする。
- (2) 受注者は、施工者希望型週休2日工事の場合、週休2日の実施を希望する場合は、工事着手前にその旨を監督員に通知する。
- (3) 受注者は、週休2日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書<sup>注5)</sup>に明示する。
- (4) 受注者は、施工計画書に従い、現場閉所を実施する。
- (5) 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督員の承諾を得る。
- (6) 受注者は、別紙の定めにより、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示する。

## 6 発注者の取組

- (1) 発注者は、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行う。
- (2) 発注者は、当初の予定価格において、直接工事費及び間接工事費を補正した額を計上する。この場合において、補正額については長野県の週休2日工事実施要領に準じる。
- (3) 発注者は、特記仕様書等に週休2日工事の対象工事である旨及び週休2日工事の種類を記載する。
- (4) 発注者は、あらかじめ週休2日の対象外とする作業と期間がある場合は、特記仕様書に記載する。
- (5) 監督員は、受注者から5(2)の通知があった場合、これを受理する。
- (6) 監督員は、施工計画書により現場閉所日を確認する。
- (7) 監督員は、受注者から5(5)の協議があった場合は、その理由が妥当と判断された場合に限りこれを承諾する。
- (8) 監督員は、5(6)の状況を確認し、工事記録等により現場閉所の実施状況を確認する。
- (9) 発注者は、5の規定に基づく週休2日の取組実績に応じて、直接工事費及び間接工事費を補正する。この場合において、補正額については長野県の週休2日工事実施要領に準じる。

注1) 直接工事費に計上されている工種等の実施に要する期間

注2) 片付けを含む現場作業が完了する日とする。

注3) 工事着手日から工事完成日までの、年末年始6日間（基本12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間（基本8月13日から15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）の合計期間

注4) 建築工事の場合、現場休息日を含む。

現場休息日とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業含む）も実施しない日のことをいう。

注5) 建築工事の場合は総合施工計画書とする。

工事現場における週休2日の実施の明示について

- 1) 明示方法  
下図を参考に掲示板を作成し工事現場に設置することとする。
- 2) 明示内容  
「週休2日を実施する旨」、「発注者、受注者の連絡先」を明記する。
- 3) 掲示板の大きさ  
工事件名板(1.1m×1.4m)程度とする。
- 4) 設置位置  
現場内及び近傍の工事関係者及び公衆が見やすい場所であつ第三者等へ危害を与えない場所とする。
- 5) 掲示板に関する費用  
各部の積算基準に基づき定めた取扱いにより計上するものとする。

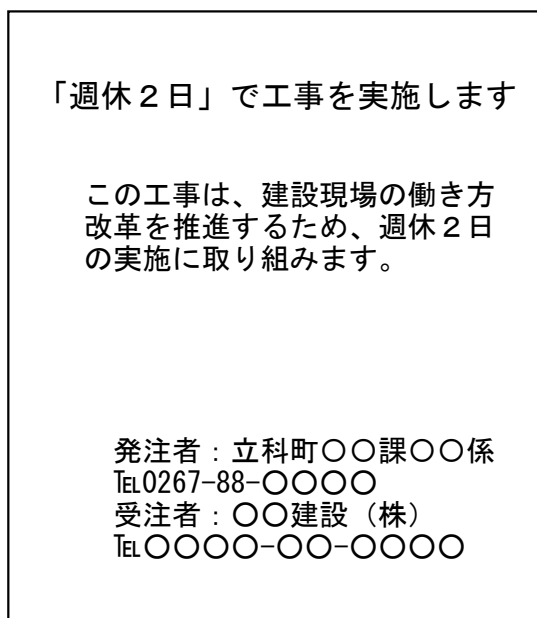


図 掲示板参考図